

京都市地域公共交通計画の基本方針・目標等について

■ 計画策定の背景・目的

本市では、「歩くまち・京都」をまちづくりの柱の一つに掲げ、クルマに過度に依存しない、人と公共交通優先の取組を進めてきました。公共交通は、安心安全で快適な市民の暮らしや、人と人の交流、経済・文化活動を支えるインフラであり、大切な市民の足です。また、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、環境等の様々な分野に影響し、地域社会全体の価値を高めるものです。

一方、近年、人口減少や少子高齢化の進展、運転士・整備士といった公共交通を支える担い手不足の更なる深刻化など、地域の公共交通を維持・確保するうえでの課題が顕在化しつつあります。

加えて、コロナ禍でのライフスタイルや交通行動の変容（テレワーク・オンライン授業の普及等）による交通需要の減少やインバウンドを中心とする観光需要の減少の影響を受け、交通事業者は一層厳しい経営環境に置かれています。

今後、高齢者の運転免許証返納の増加等を背景に、公共交通に対するニーズは高まり、ますます多様なものが求められていく一方で、人口減少社会の到来に伴い、公共交通は利用者減少が見込まれ、維持・確保がますます厳しくなることが予想されます。

このような中であっても、将来にわたって地域の特性やニーズに応じた持続可能な生活交通を維持・確保していくため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会を設置し、「京都市地域公共交通計画」を策定することとしました。

本計画は、公共交通の維持確保に向け、行政、交通事業者、市民、それぞれが連携しながら主体的に役割を果たし、地域一体となった取組を着実に進めていくことを目的としています。計画では、それぞれの役割分担を明確化するとともに、目指す将来像や目標、目標達成に向けた取組（実施主体・実施内容等）を盛り込むこととし、本協議会で計画の達成状況を評価・検証していきます。

■ 計画策定の主体

京都市

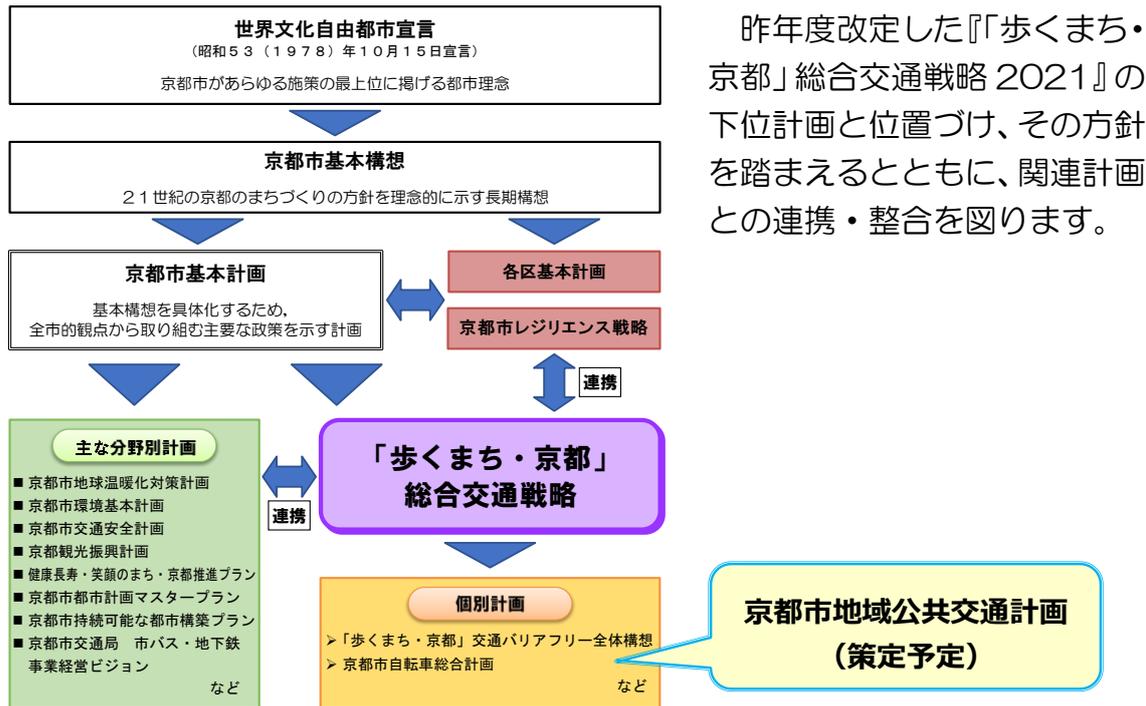
■ 計画の区域

京都市全域

■ 計画の期間

計画策定の時期（令和5年度中）～令和11年3月（約5年間）

■ 計画の位置付け



昨年度改定した『「歩くまち・京都」総合交通戦略2021』の下位計画と位置づけ、その方針を踏まえるとともに、関連計画との連携・整合を図ります。

■ 「歩くまち・京都」憲章（平成22年1月制定）

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

「歩くまち・京都」憲章

わたしたちの京都では、市民一人ひとりは、

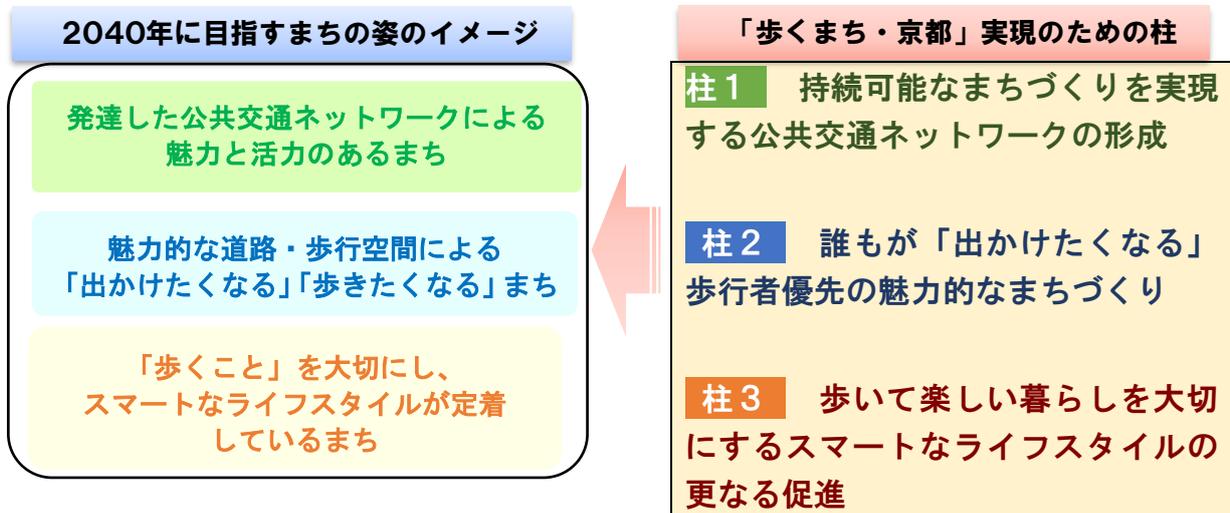
1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。

1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

■ 目指すまちの姿（2040年）と「歩くまち・京都」実現に向けた交通政策の柱
（『「歩くまち・京都」総合交通戦略2021』より抜粋）



■ 計画策定の基本的な考え方

- (1) 昨年度改定した『「歩くまち・京都」総合交通戦略2021（以下「戦略」という）』の理念や基本方針を踏襲することとします。
- (2) 本計画は、「地域の特性やニーズに応じた持続可能な生活交通の維持・確保」に向けて策定することから、戦略に定める3つの取組の柱のうち、**柱1「持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成」**の施策・推進項目を基本に、今後5年間に重点的に取り組んでいく内容を取りまとめます。
- (3) 地域で一体となって公共交通の維持確保に向けた取組を着実に進めていくため、①「行政」、「交通事業者」、「市民」、それぞれが連携しながら主体的に役割を果たしていくこと、②地域の特性・ニーズを踏まえた取組を進めていくことを前提とします。

■ 計画の理念（案）

行政・交通事業者・市民、それぞれが連携しながら主体的に役割を果たし、

- ① 市民生活を支える交通手段の維持・確保 と、
- ② 都市の未来を見据えた公共交通の利便性・快適性の向上 によって、「歩くまち・京都」の基本理念である「人と公共交通優先のまちづくり」を継承・進化させます。

■ 計画の基本方針（案）

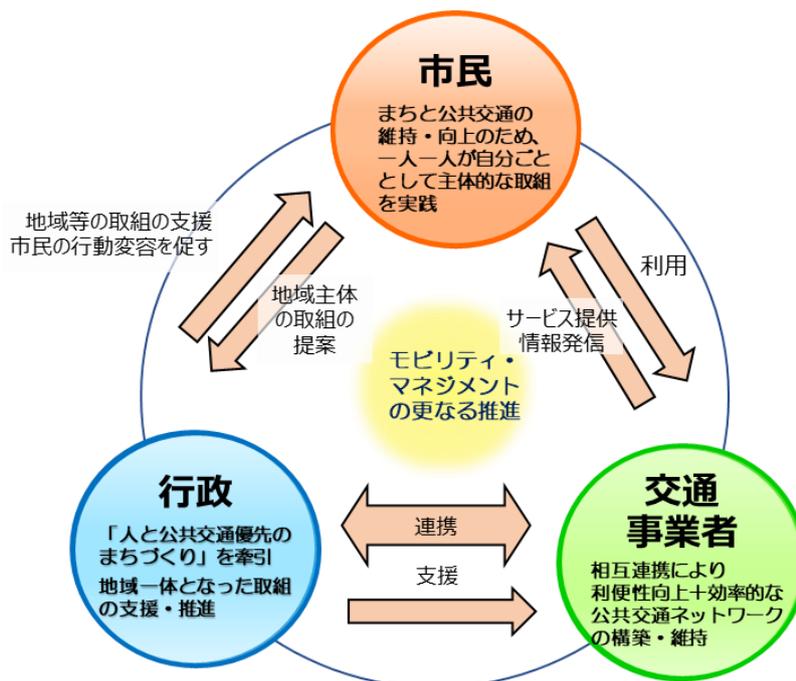
①市民生活を支える交通手段の維持・確保

- ✓ 交通事業者や行政の相互連携を一層強化することによって、持続可能な都市を支える公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。
- ✓ 地域の特性やニーズに応じた生活交通の維持・確保に向けて、地域が主体となった取組への支援や、福祉輸送などの地域の輸送資源の活用等、多様で持続可能な移動手段の確保に向けた取組を進めます。
- ✓ 公共交通の担い手不足解消や移動手段の確保に向けて、新たな技術や多様なモビリティの活用等の取組を推進します。
- ✓ 公共交通の維持確保には、市民一人ひとりが関心・目的意識を共有し、利用することが不可欠であることから、市民の意識醸成・行動変容を促す取組を推進するとともに、市民・交通事業者・行政が連携し、地域が一体となった利用促進の取組を推進します。

②都市の未来を見据えた公共交通の利便性・快適性の向上

- ✓ スムーズで分かりやすく、より便利に移動できる環境や公共交通の安心・安全の一層の向上により、公共交通の利用を促進します。
- ✓ 生活交通と観光交通の錯綜を解消し、交通混雑対策や移動の分散化を一層進めることにより、より円滑で安全・快適な移動環境となるよう、新たな技術やモビリティサービスを活用しながら取組を進めます。

■ 市民・行政・交通事業者の役割分担



■ 組織体制

京都市地域公共交通計画協議会

- ▶ 本市全体の公共交通（バス・鉄道・タクシー等、全ての交通モード）を対象に、本計画の策定・実施について議論する。
- ▶ 計画策定後も毎年度、本協議会において、計画の達成状況を評価・検証し、必要に応じて、計画の見直しを行う「PDCA サイクル」を実施。

部会（地域公共交通会議）

- ▶ 地域の総意により生活交通の維持確保に向けた取組が行われてきたエリアにおいて、これまでから各地域に特化して交通課題を議論してきた会議体。
- ▶ 本協議会の下部組織（部会）に位置付ける。

京都市山科地域
公共交通会議

京都市洛西地域
公共交通会議

京都市水尾地域
公共交通会議

京都市京北地域
公共交通会議

京都市左京区
久多地域
公共交通会議

京都市雲ヶ畑
区域公共交通
検討協議会

■ 計画の目標設定・指標（案）

計画策定以降も、本協議会において、毎年度、計画の達成状況を評価・検証し、必要に応じて、計画の見直しを行う「PDCA サイクル」を実施していきます。

本計画の達成状況を評価するため、『「歩くまち・京都」総合交通戦略 2021』（以下、「戦略」と言う）における指標及び目標値や、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き（以下、「手引」と言う）」等を参考に、以下の項目を指標とし、数値目標を定めることとします。

なお、「公共交通サービスへの満足度」「市民の休日の外出率」については、「モニタリング指標」として、具体的な目標値を設けず、経年把握することとします。

● 指標の設定について（ポイント）

- ・ 公共交通の実態・危機感を関係者で共有し、経年把握できるメリットがある。
- ・ 以下の3点に留意する。
 - ① 課題・方針に合った数値指標の設定
 - ② 定期的に収集できるデータの活用
 - ③ 「戦略」等、上位計画との整合
- ・ なお、全ての地域公共交通計画において設定することが望ましい「標準指標」として、「住民等の公共交通の利用者数」、「公共交通の収支（収支率・収支差）」、「公共交通への公的資金投入額」の3指標が手引に記載されている。

方針	指標	データ取得方法	調査頻度	備考
共通	非自動車分担率	京都市独自調査	2年に一度	戦略における指標（20年間の目標値85%以上）
	公共交通利用者数（鉄道・バス）	交通事業者に照会	毎年	標準指標
①市民生活を支える交通手段の維持・確保	補助対象路線の公共交通収支状況	事業者報告書等	毎年	標準指標
	補助対象路線の公的資金投入額	事業者報告書等	毎年	標準指標
②都市の未来を見据えた公共交通の利便性・快適性の向上	公共交通サービスへの満足度	市民生活実感調査	毎年	戦略におけるモニタリング指標※
	市民の休日の外出率	京都市独自調査	2年に一度	戦略におけるモニタリング指標※